○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村戸ノ谷三五一から三五四まで、三五六、三五七、三五八の一、三九九、四〇一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村戸ノ谷三六二、三六三、三六六、三九八、四〇三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町下分字西大戸一、一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大戸一（次の図に示す部分に限る。）、一六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山込野二五八八の二の四、池田町白地ノロウチ六二六、西祖谷山村有瀬一一七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女郡黒木町大字大淵字冬村向九八八五の二七から九八八五の三一まで、九八九七の七、九八九九の一〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女郡星野村字仁田塚一八四八一の一六、一八四八一の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女郡黒木町大字大淵字拾ケ平七四二九の二・字赤土坂七四四五の一・七四四六の一・七四五〇の一・七四五六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女郡黒木町大字木屋字池ノ本一〇九二八の九、一〇九二八の一〇、字南岳一二五八六の五、一二五八六の六、一二五八七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十一年十二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県福岡市早良区大字椎原字フクノタケ三七八の一

㈡　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市大力字柴原六六九の二、六一〇の一地先・六六九の二地先

㈢　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市桑野字ナカノ二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇三八地先・二〇三九地先・道・二三三〇の二地先・道・二〇四〇地先・二〇四一地先、二三三〇の二地先・水路

㈣　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県飯塚市庄司字山神九七五、九九二の二、字大谷九七四

㈤　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県築上郡上毛町大字東上一九四、一九四地先・一九九の三地先・二〇〇の一地先